

1 地方創生の推進

(要 旨)

地方創生の推進に向けた人口減少の克服と地域の活性化の取り組みに対する国や東京都からの財政支援を図られたい。

(説 明)

農山漁村地域を抱える東京の町村では、高齢化、少子化の急速な同時進行により、人口減少や地域社会の崩壊など多くの困難に直面している。

そうした中で、これまでも町村はそれぞれが有する地域資源や、置かれた条件に応じて、地域を守り維持、発展させ、住民の暮らしを充実させる施策を展開してきたところである。

ところで、国においては、昨年12月に、人口減少の克服と地方創生に向けて「長期ビジョン」と今後5か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

一方、町村においては、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、平成27年度中に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、その実現に向けて取り組んでいくこととなる。

この実現のためには、国や東京都は、様々な取り組みの障害となる規制の撤廃、縦割りの弊害の除去、地方分権のさらなる推進を強力に進めることが必要である。

また、町村が地方創生に積極的に取り組み、町村の価値や魅力を高め、子どもを産み育てる環境を整え、安心して住み続けることができる生活環境の整備など、引き続き様々な事業を展開していくための財源として地方交付税等の一般財源総額を確保することにより町村の財政基盤を強化するとともに、新型交付金については、自由度の高い包括的なものとするを強く国に働きかけていただきたい。

さらに、人口減少の克服と地域の活性化の取り組みなどに対して東京都独自の財政支援制度の創設を図られたい。

2 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政援助の充実

(要 旨)

西多摩地域の振興と均衡のとれた発展を図るうえから、東京都の支援体制の強化と財政援助の充実を図りたい。

(説 明)

西多摩地域は、東京都の中でも交通、道路等の都市基盤整備が立ち遅れており、多くの行政課題が山積している。

このため、都との密接な連携のもとに、それぞれが機能分担を図ることにより、地域に共通する課題に対応し、均衡のとれた発展と振興を図ることが重要である。平成18年3月に策定した西多摩地域広域行政圏計画後期基本計画は平成23年3月で終了したため、新たに、平成23年度から平成27年度にかけての行政圏計画を策定した。この新しい行政圏計画は厳しい財政状況や重層的複合的な住民ニーズに対応し行政経営の自立性・持続性を確保していくことにより、西多摩地域の市町村の連携・協調をより一層推進するための指針である。

国は、平成21年3月に「広域行政圏計画策定要綱」を廃止し、以降は関係市町村の自主的な取り組みとしているが、西多摩地域の市町村は、新たな連携施策として定められた定住自立圏構想の要件に該当しないため、引き続きこれまでの枠組みを維持し、広域連携に取り組んでいくこととしている。この新たな計画の中で、最終的な目標を、

「西多摩地域全体の魅力と自立性が高まり、持続可能な社会を目指す」としており、将来に向けた戦略的な社会基盤整備や人づくりも含めた西多摩地域における「多摩の拠点」整備については、東京都の積極的な支援が必要である。

については、広域行政圏でしか成しえないような先駆的な取り組みに限らず、今後計画される事業に対して、関係自治体の状況を踏まえ、財政援助を図るなど特段の支援が必要である。

3 島しょ地域の振興策の推進と財政援助の充実

(要 旨)

島しょ地域の振興と発展を図るうえから、東京都の支援体制の強化と財政援助の充実を図りたい。

- ① 島しょ地域における地域力創造推進対策の推進
- ② 島しょ地域における都単独事業予算の拡大
- ③ 島しょ振興公社に対する貸付金の継続
- ④ ヘリコプター定期運航事業に対する財政支援

(説 明)

島しょ町村は、地域の安定的な経済基盤を確立し、地域全体としてのレベルアップを図るため、連携して振興施策に取り組んでいるところであるが、農林水産をはじめ、観光、交通体系等広範にわたり大きな課題が残されている。

このため、島しょ地域の経済基盤を強化し、経済の活性化を図るため、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画に基づき、積極的な事業展開を図るための予算を確保することが必要である。

また、島しょ間の交通については、東京都と島しょ町村で公益財団法人東京都島しょ振興公社を設立し、都の特段の支援を得て、ヘリコプターを運航しているところである。安定運航等への島しょ住民の要求は極めて強いことから、安定運航等を確保するため、一層の財政支援の強化が不可欠である。

4 小笠原空港の開設に向けたP Iの早期実施

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、検討が進められている空港整備に係る計画案を国（国土交通省航空局）の助言のもとに、できる限り早期に取りまとめ、その上で平成21年6月に策定済みである「小笠原航空路パブリック・インボルブメント実施計画書」に基づくP I活動を早期に実施されたい。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から計画され検討されてきている小笠原空港については、紆余曲折を経ているが、結果として、間もなく復帰50年を迎えようとする現在においても、その開設の目途が付いていない現状である。

その間、東京都においては、毎年度、調査を精力的に実施され、検討を積み重ねてきていることは承知しているところであるが、他の空港整備に比べても、計画案の取りまとめに多くの時間が費やされている。

また、東京都の小笠原空港に関する情報として、課題の整理や検討、調整を進めていく旨が伝えられているが、「いつまでに」という具体的な情報がない状況である。

航空技術開発の動向は目まぐるしく変遷しているが、現在、東京都において検討が進められている3つの空港計画案についても、過去の空港計画案の内容と比べて、現実的で、かつ方法論として実現可能性のある案も含め検討している現状の中で結論を出すべきであると考えます。そのために、3つの計画案について、精力的に課題解決の調整、検討を行い、それを取りまとめ、事業主体として小笠原空港の事業化に取り組むか否かの判断材料の一つであるP Iを早期に実施していただきたい。

5 市町村総合交付金の充実

(要 旨)

市町村総合交付金に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 行政水準の維持向上を図るため、継続的財政支援の拡充
- ② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分
- ③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化
- ④ 交付金の対象範囲の拡大

(説 明)

市町村総合交付金は、町村の財政運営にとって非常に重要な財源であり、年々予算額が増額され、町村運営に対する配慮と真摯に受け止めている。

行政水準を維持向上していくことは地方自治体の使命であるが、町村は財政力が弱いことから財源の捻出に苦慮している。

このような中、消費税率の引き上げ等による経常的支出の増加で町村財政は疲弊している。このままでは、住民サービス向上や社会資本整備に十分応えられないのが現状であり、行政水準を維持向上するため、都による継続的財政支援が必要である。

さらに、住民意識の向上により公平な住民サービスの提供が求められており、町村に対しては、財政補完機能のある市町村総合交付金を、公共施設の整備状況や財政力を勘案して弾力的・効果的に交付することが必要である。

市町村総合交付金は、町村の自主性・自立性の向上を促進し、もって市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るものであり、今後もより一層の充実が必要である。

参考	総合交付金の予算額	平成27年度483億円	平成24年度453億円
		平成26年度473億円	平成23年度448億円
		平成25年度465億円	

6 大島町への災害復旧・復興特別交付金の継続及び復旧事業の早期整備促進

(要 旨)

大島町における平成25年の台風26号による被災に伴う災害復旧・復興特別交付金制度を引続き継続されたい。

また、被災した区域において、都市公園及び町道・広場等の早期整備促進を実施していくために、東京都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

(説 明)

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠であり、制度の継続をお願いするものである。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、大島町メモリアル公園整備用地として位置づけを行い、この公園を都市公園事業の地方のシンボル、観光振興等を考慮した「地域づくり拠点公園」として整備を行うことにしている。

大金沢流路工整備に合わせた道路、広場、緑地等の地区公共施設整備により、避難の円滑化、防風、遊水機能の確保を図り、地区の防災性の向上を推進する整備を早期に実施したい。

このため、大金沢流路工整備が東京都の施工により行われているが、事業完了年度は未定であるため、防災上の観点及び住民不安を1日でも早く払拭するためにも早期完成を図られたい。

7 地震・津波・噴火防災体制等の充実強化

(要 旨)

平成24年3月に内閣府の検討会は南海トラフを震源とする巨大地震の震度分布・津波高を発表した。このため、これら新しい知見に基づいた地震・津波・噴火防災体制等の充実強化を図るため、ハザードマップの作成や、地元町村との共同した避難誘導の仕組みづくりといった即効性のあるソフト対策をハード対策と組み合わせて、防災力向上を図る必要がある。

また、標高の低い所に立地する発電所の周りに防潮堤等を設置するための補助制度を創設し、津波被害の軽減を図る必要がある。

については、次の事項について積極的な取り組みを図られたい。

- ① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進
- ② 津波情報伝達経路の自動化の推進及びシステム更新に係る支援
- ③ 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進
- ④ 島しょ地域の孤立化を防止するための避難手段の確保及び生活物資の供給方法の早急な確立
- ⑤ 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において報告された第1次報告を踏まえた具体的な防災対策事業への財政支援
- ⑥ 津波浸水想定地域に立地する発電所への防潮対策補助
- ⑦ 遠地からの津波災害に備えた津波観測網の充実

(説 明)

- ① 首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による災害が懸念されており、このような被害を軽減防止するためには地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立することが必要である。
- ② 住民への確に津波情報を伝達するため、伝達経路の自動化が必要であり、未実施町村の解消及び既実施町村におけるシステム更新（ソフトを含む）への支援により、迅

速な情報伝達体制を確保することが必要である。

- ③ 伊豆諸島においては、昭和58年の三宅島、昭和61年の伊豆大島など、歴史上たびたび火山噴火による大きな被害を受けてきた。また、平成12年の三宅島火山噴火により、全島民が避難を強いられるなど、いつ発生するかも知れない噴火災害の危険に直面している状況にある。

このような、火山現象による被害を最小限に止めるためには、噴火予知の観測体制の充実強化が必要である。

- ④ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいた、島しょ地域住民の避難手段の確保及び生活物資の供給方法など、住民生命の安全を守るための具体策を早急に確立する必要がある。

- ⑤ 平成24年3月31日に内閣府が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての第1次報告を公表し、東京都も平成25年5月14日に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について」を発表した。

島しょ町村において、被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっていることから、防災対策に対する一層の財政支援が必要である。

- ⑥ 小笠原村父島では、二見湾奥の標高2mほどに発電所が立地しており、南海トラフ地震による津波浸水想定区域図では、5～10mの最大浸水深に区分されている。民間が事業者とは言え、電気の供給がストップすれば日常生活を維持できなくなる。

また、現状では2～3mの津波来襲でも発電所の機能が失われる可能性があり、最大級の津波に対する対策としては高台移転しかないが、早急な対応が難しい中においては、防潮堤を発電所周りに整備することで津波被害の軽減を図ることが必要である。

- ⑦ 伊豆諸島、小笠原諸島は周囲が太平洋に開かれた外海離島であり、チリ沖や南太平洋などからの津波にも備えておくべきであり、遠地から来襲する津波に対する観測網の充実が必要である。

8 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

(要 旨)

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

(説 明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。また、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴い基地内の施設に大幅な変化が見られる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特殊性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

9 離島海空路の充実強化

(要 旨)

島しょ地域の振興の根幹をなす海空路の確保と整備を積極的に図られたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島航路体系の整備・拡充及び改善
- ② 航空機等就航率の向上及び飛行の安定性確保のための施設整備
- ③ 離島住民負担軽減施策の実施
- ④ 本土及び島間コムーター空路の整備並びにヘリコムーター定期空路の充実整備
- ⑤ 二見栈橋船客待合所の観光機能の整備及び二見港の乗降施設の整備
- ⑥ 東京（竹芝）から伊豆諸島・小笠原諸島航路を「海の都道」として認定
- ⑦ 伊豆諸島・小笠原諸島航路を包括したあり方の検討
- ⑧ おがさわら丸・ははじま丸代替船建造に係る予算の確保

(説 明)

伊豆諸島・小笠原諸島における航路確保と交通体系の整備は、島しょ地域の振興の根幹をなすものであり、「海の都道」として運賃補助・船舶の確保（修繕、新規建造を含む）などについて、強力な支援が必要である。

さらに、国、東京都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路地域協議会」において、離島航路の確保・維持・改善のための調査・検討を行っているが、島しょ住民の生活安定及び向上の視点を踏まえ協議を進めることが重要である。

10 離島のヘリポート整備に対する財政支援、技術的支援

(要 旨)

御蔵島村、利島村、新島村（式根島）、青ヶ島村、小笠原村(母島)のヘリポート整備に対する財政支援及び技術的支援を講じられたい。

(説 明)

御蔵島村などは空港未設置の離島であり、南海トラフ巨大地震等による津波が想定される中、非常災害時には中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートがない。

このため、防災、救急医療等の観点から、中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備は住民の安全を確保するための必須条件である。御蔵島村など離島の財政状況は極めて厳しく、村単独での整備は不可能であることから、ヘリポート整備に対する東京都の財政支援が必要である。

また、ヘリポート建設にあたって、村では技術的知識を有する人材を確保することが困難なため、東京都からの技術的支援も併せて必要である。

1 1 島しょ5村への超高速ブロードバンド環境の早期整備

(要 旨)

早期に島しょ5村へ超高速ブロードバンド環境が整備されるよう積極的な取り組みを図られたい。

(説 明)

インターネットの利用が広く普及した現在、都市部においては低廉で高速・大容量通信が可能な超高速ブロードバンド環境が整備されており、これにより、画像や音声・動画等を豊富に用いたコンテンツのスムーズな閲覧や、テレビ電話、映像配信サービスの利用が可能となるなど情報通信技術の進歩による恩恵を受けられる状況にある。

しかし、島しょ地区においては、大島町、三宅村、八丈町及び小笠原村に超高速ブロードバンド環境が整備されているが、他の5村はマイクロ無線によるADSL環境の整備に留まっている。

離島における高度情報化の促進にあたっては、離島振興法第13条において、離島における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮をするものと規定されている。

東京都が平成25年4月に策定した東京都離島振興計画においても、超高速ブロードバンド基盤の整備促進などにより、本土との格差是正を目指すべき姿とし、実現に向けた取り組みでは、超高速ブロードバンド未整備の村、東京都及び通信事業者等の関係機関で検討組織を設置し、インターネット等の利用改善に向けた具体的な方策を検討するとしている。

このような状況の中、東京都は、平成25年6月に利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、青ヶ島村及び通信事業者等を構成員とした、「島しょ5村におけるインターネット等の利用環境改善に係る検討会」を設置し、5村におけるインターネット利用環境改善に係る調査分析の実施や超高速ブロードバンド環境整備に係る初期費用、維持費用を明確化するなど検討が進んでいる。

今後、これらの検討の成果を踏まえて、超高速ブロードバンド環境未整備の5村にお

いても都民として等しく情報通信技術の進歩による恩恵が享受できるよう、東京都は、国への働きかけや民間通信事業者の誘導などを行うことはもとより、早期に全島しょ町村へ超高速ブロードバンド環境が整備されるよう積極的な取り組みが必要である。

1 2 雪害体制等の充実強化

(要 旨)

西多摩町村の雪害対策にあたって、国に対して財源措置を要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

- ① 国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援
(日の出町、檜原村、奥多摩町)
- ② 通行止めとなっている登山道等の整備 (奥多摩町)

(説 明)

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

昨年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

登山道については、崩落や橋、道標等の一部の施設の復旧がされておらず、未だに通行止めの状態が続いている箇所があり、特に奥多摩町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定され、その恵まれた自然を求めて多くのハイカーや登山客が訪れる観光の町であるので、道迷いなど事故防止の観点からも東京都で管理する登山道の早期整備・道標の復旧が必要となる。

1 3 サンゴ密漁船対策の実施

(要 旨)

伊豆諸島・小笠原諸島海域におけるサンゴ密漁船の監視体制を充実強化されるとともに、被害海域の漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されたい。

(説 明)

昨年、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域に200隻以上もの中国のサンゴ密漁船が押し寄せ、違法操業、航行の妨害、ゴミの海洋投棄など、国際的な海洋秩序をまったく無視した行為を繰り返し、漁業者への操業妨害や観光事業への影響、また島に住む住民の生活を脅かし、更に生育に数10年から数100年かかると云われる赤サンゴを採り尽くすことによる海洋生態系への影響も危惧される、極めて遺憾な事態が起きている。

都におかれては、このような外国漁船の違法操業が再び行われることのないよう国に積極的に働きかけるとともに、引き続き国と協調体制をとり、伊豆諸島・小笠原諸島周辺海域の警戒・監視体制の一層の充実強化を図られたい。そのための所要の予算を確保され、漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されるよう要望する。

1 4 森林の保育、保全を目的とする財源の確保

(要 旨)

国に「全国森林環境税」の創設を強く働きかけるとともに、東京都としても森林環境を守る市町村に財政的な還元をしていく都制度の創設や補助の拡充を図られたい。

(説 明)

昨年12月に国の与党は「平成26年度税制改正大綱」で、地球温暖化対策として、森林吸収源対策及び地方の温暖化対策に関する財源の確保等について、専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行うとした。

森林整備等には多額の費用を要し、自治体の林野行政の財源強化が急務であり必要不可欠になるが、森林に要する費用を国民全体で負担するという「全国森林環境税」の創設は、森林を有する自治体にとって大きな力となりうるものである。国に「全国森林環境税」の創設を強く働きかけるためにも、都と町村が一体となることが重要である。

また、地球規模での温室効果ガスの削減が求められる中、森林を有する町村が積極的に森林整備を推進することは、東京都の二酸化炭素の削減に多大な貢献をしていることになる。先の「全国森林環境税」と併せて、都としても森林環境を守る市町村に財政的な還元をしていく都制度の創設や補助の拡充が必要である。

15 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けての気運醸成への財政支援と聖火リレーの全町村を巡るコース設定

(要 旨)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、各町村の大会開催気運醸成に向けた取り組みへの財政支援と西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡るコース設定にできるよう強く求める。

(説 明)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は国民に多くの夢を与えると共に、その経験は次の世代への貴重な財産として受け継がれていくこととなる。

大会の成功に向けて、オール東京での大会開催気運醸成は不可欠である。特に、競技が実施されない西多摩及び島しょ地域でも大会開催気運醸成を図っていくことが重要である。各町村が大会開催気運醸成に取り組むにあたっては、都の財政支援等が不可欠である。

また、1964年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、町村に聖火リレーが巡ることはなかった。

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会では、西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡ってくることになれば、年齢層も問わず住民一人ひとりが大会開催を実感し、記憶に残る大会となり、大会開催気運醸成に、大きな効果が期待できるものと確信している。

については、西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡るコース設定にできるよう強く要望する。

16 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会合宿地の誘致と施設整備の財政支援

(要 旨)

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、次の事項について、積極的に財政支援を図りたい。

- ① 大会事前合宿（キャンプ）地の誘致推進にあたり関係機関との調整及び支援
- ② 合宿（キャンプ）に伴う施設整備の財政支援

(説 明)

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものである。多摩・島しょにおいても豊かな自然やおもてなしの心で、競技大会事前合宿（キャンプ）地として世界のトップアスリートを迎え入れ、交流を通じて次世代を担う子供たちに大きな夢と感動を与え、地域の活性化につなげたい。競技大会事前合宿（キャンプ）地誘致の調査研究、PR活動を行ううえで、関係機関との調整及び必要な知識・技能・方策について指導、支援が必要となる。

また、合宿（キャンプ）にともなう施設整備について財政面で支援を図りたい。

17 公共下水道整備に対する支援措置

(要 旨)

町村地域における公共下水道の整備促進のため、次の事項について積極的な支援を図られたい。

- ① 管渠設置に対する都補助率の漁業集落排水・農業集落排水なみの引き上げ
- ② 維持管理に対する財政支援
- ③ 下水道事業に対する環境保全推進のための財政支援

(説 明)

公共下水道は、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため不可欠な都市基盤施設であり、早急に整備を図る必要がある。

しかし、下水道事業は莫大な建設資金を必要とし、維持管理の面からも将来にわたる大きな財政負担が生じることから、町村地域において大きく整備が遅れているのが実情である。

こうしたことから、町村地域において公共下水道の整備促進を図るためには、設置費はもとより維持管理費に対する財政支援が必要である。

また、水源地を抱え下水道事業を実施している町村にとっての下水道の位置付けは、そこに生活する住民の生活環境は勿論のこと、保全された環境を求め訪れる都民全体に与える公共用水域の水質保全としての便益が大きいことから、都市住民を含めた受益者全体による費用負担の考え方に基づく財政支援が必要である。

18 花粉症発生源対策の計画的な執行及び事業の改善

(要 旨)

花粉症発生源対策の事業を効率的、効果的に実施するため、次の事項を拡充されたい。

- ① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化
- ② 枝打ち事業の期間延長と面積拡大及び人材の育成・確保
- ③ 伐採木を活用するための加工センターの整備

(説 明)

- ① 東京都は、従前の「スギ花粉発生源対策事業」を平成27年度から「森林循環促進事業」へと再構築を図り、主伐材搬出補助事業や低コスト林業技術の普及等と主伐事業による花粉発生源対策とを統合した。事業の再構築があったとしても主伐後の少花粉種への植え替え等、スギ花粉発生源対策を一層推進されたい。

また、「森林循環促進事業」では、ヒノキ林もその対象としており、この事業も含めて総合的、効果的な花粉症発生源対策の実施を図られたい。

- ② 多くの都民が苦しめられている花粉症については、発生源対策として行われている各種事業が非常に有効な施策であり、山林所有者からの要望が多く、森林再生事業（間伐）の新規協定締結者確保にも有効であるため、平成28年度以降も、枝打ち事業の期間延長をお願いしたい。

枝打ち事業は、森林再生実施面積の3割を対象としているが、本事業をより効果的に行うため、さらなる面積の拡大が必要である。

また、事業実施を担う労働力についても、育成・確保するための措置を講じられたい。

なお、花粉症発生源対策（枝打ち）事業と森林再生事業（間伐）との同時期、同所実施など、事業の円滑化を考慮した執行を図られたい。

- ③ 他県では、県産材加工センター等を整備しているが、西多摩地域の製材所等については、機器類等の整備が立ち遅れている。本事業で出荷された木材を製材するにあたり、他県との競争力を培えるよう、指導・機器導入補助の一層の拡充、また、加工センター等の整備を図られたい。

19 地球温暖化防止策における再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化

(要 旨)

地球温暖化防止策に取り組むため、再生可能エネルギー対策への財政支援等を強化されたい。

- ① 再生可能エネルギー利用拡大のための支援
- ② 区市町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引き上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政的支援の拡充

(説 明)

- ① 太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、都においては、設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する財政支援と情報提供が不可欠である。
- ② 現在、各町村は積極的に地球温暖化対策に取り組んでいる。しかし、各町村では自主財源が非常に少なく新たな事業の展開や事業継続のための財源確保に苦慮している。そのため、都においては、当該事業に取り組む町村を支援するため「地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度」の長期継続と補助対象事業の拡大並びに補助率の引き上げが必要である。

20 椿林病害虫の発生原因究明と防除に対する支援強化

(要 旨)

利島村のトビモンオオエダシヤクによる椿林被害について、発生原因の早期究明と実効性のある防除に対する技術的・財政的支援の強化を図られたい。

(説 明)

利島村では椿林病害虫トビモンオオエダシヤクが大量発生し、村の椿林の2割に相当する約30haに被害が及んでいる。トビモンオオエダシヤクによる食害は、島の椿油産業に壊滅的な被害を与えることが懸念されている。

これまで、東京都は利島村が行う薬剤散布に対し、技術的・財政的支援を行っており、薬剤散布場所では病害虫の発生が抑制されるなど、一定の効果が確認されているものの、飲料水の水源となっている椿林等には薬剤を散布できない場所もある。

利島村では誘蛾灯の設置を増やして成虫の捕獲に努めるなど、病害虫防除に向けて対策を講じてきたところであるが、被害を食い止めるためには、なお一層の東京都の支援が必要である。

今後、病害虫発生の原因究明等を早期に行った上で、実効性のある防除対策が進むよう、東京都としての取り組み強化を要望する。

2 1 介護保険制度改正に伴う支援策の充実

(要 旨)

町村における介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について都が積極的な技術・財政支援を図るとともに、国に対して要請されたい。

- ① 在宅介護サービス基盤が未整備で財政基盤が脆弱な町村において利用者ができる限り住み慣れた地域で、安心して地域の特性に応じた多様なサービスを継続して受けられるよう地域包括ケアシステムの推進と共に、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることができるよう基盤整備及び人材養成・確保において国や東京都からの重点的に財政支援
特に、中山間地域や島しょ地域では、在宅介護サービスの訪問系・通所系サービス12事業については、採算性の観点から民間事業者の参入が期待できないことから国や東京都においては、サービス提供事業者が進出しやすいような新たな支援策の構築
また、訪問介護員、介護支援専門員等の人材育成、確保に対する支援
- ② 平成27年度からの介護報酬改定の影響により、保険料と合わせて利用者負担が急増する所得層に対して、都における現行の「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」の継続
- ③ 介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険料（税）の収納低下により生じる歳入欠陥に対する財政措置の拡充について国への要請
- ④ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所に際し、介護保険適用による施設所在町村の負担軽減を図る都事業の創設及び国への要請
- ⑤ 介護保険制度の安定的な運営を図るため、保険者の広域化の協議を含め介護基盤整備の遅れている町村に対する都による総合的な調整及び支援
- ⑥ 介護給付費負担金は25%を国の負担とし、調整交付金は別枠とすること
- ⑦ 次期介護報酬改定において、適正な単価設定を行うよう国への要請
- ⑧ 介護保険料の地域格差是正への国への働きかけ

(説 明)

改正介護保険法が平成18年度から施行され、地域密着型サービスや新予防給付の創設、サービスの公表等介護事業者に関する規定の強化などが行われた。これらの実効性を確保するためには、国及び都の財政・技術支援が不可欠であるが、現状は必ずしも十分とはいえない。

介護報酬については、平成27年度に改定されたところだが、大都市における人件費や物件費が他の地域と比較して高いことから、こうした地域の実情を十分配慮するようこれまで、国に対し提案してきたが、今回改定でも、なお不十分であり、平成30年度報酬改定に向けて地域の実情を踏まえたものとなるよう国に対して強く働きかけていきたい。

2.2 介護報酬の内、地域区分の設定については、早急に、広域行政圏など広域的な区分に変更

(要 旨)

介護報酬の内、地域区分の設定については、次期改定を待たずに早急に、広域行政圏など広域的な区分に変更するよう国に対して強く要請されたい。

(説 明)

平成27年度介護報酬改定における地域区分は、これまでの国家公務員の地域手当に加えて、新たに、総務省の地域手当基準が加わり、厚生労働省から各市町村の地域区分が示された。

町村が存在する西多摩地域広域行政圏における各市町村の地域区分は、青梅市10%、福生市6%、羽村市6%、あきる野市10%、瑞穂町3%、日の出町10%、檜原村3%、奥多摩町6%と、一つの広域行政圏の中で3%から10%に区分されている。

平成27年度介護報酬改定により地域区分の設定にあたっては、地域区分の低い町村から、東京都を通じて国に対して6%の適用を強く要望したが、結果として3%に止まった。

こうした町村内の介護事業者からは、現状でも介護職員の確保が困難であるにも係わらず、さらに困難になるとの指摘が多く寄せられている。このままの状態では、職員の離職（隣接する他市町の施設への転職）が多数発生し、必要な職員数が確保できず、介護施設の運営が困難になり、地域区分の低い町村から介護施設の撤退が危惧されている。

については、平成27年度介護報酬改定により地域区分を改定したところであるが、次期（平成30年度）改定を待たず、早急に、地域区分を広域行政圏など広域的な区分に変更するよう国に対して強く要請していただきたい。

2 3 簡易水道事業に対する財政支援の強化等

(要 旨)

簡易水道事業に対して、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 簡易水道事業に対する施設整備等の補助対象の拡大、補助率の引き上げ
- ② 都営水道に一元化されていない町村に対する水源や水質安全性の確保等

(説 明)

- ① 檜原村及び島しょ町村の簡易水道事業に対しては、国及び都から補助金を受け、効率的な運営に努めている。しかし、近年の起債の増大や施設の老朽化への対応等により、経営が極度に圧迫されているのが実情であり、財政支援の更なる強化が必要である。
- ② 事故・災害時の対応や水質管理の観点から、都営水道一元化がされていない町村においては、安定的な給水確保や水質安全性の維持等について、都としての支援が必要である。

2 4 へき地医療行政等の充実

(要 旨)

住民の生命・健康を守るへき地医療等の充実のため、次の事項について積極的に促進されたい。

- ① へき地に勤務する医師と看護師の確保、派遣及び期間の延長と支援職種の医療従事者全般への拡大
- ② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置
- ③ 医師給与費補助の引き上げ
- ④ 看護師等技術職員の給与費補助の創設
- ⑤ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣
- ⑥ 専門診療制度（眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）、巡回精神衛生相談の充実強化
- ⑦ 遠隔問診システム及び動的画像電送システムの導入等バックアップシステムの充実
- ⑧ 休日急病診療、休日歯科診療事業の現行補助率の存続及び休日急病診療事業の補助単価引き上げと土曜日への拡大
- ⑨ 血液透析実施に対する医療費補助の充実
- ⑩ 産婦人科、小児科等の不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設

(説 明)

へき地医療の確保は、へき地に所在する町村に課せられた重要な責務であり、住民の生命と健康を守るうえからも欠かすことができないものである。

しかし、国の「へき地勤務医師等確保事業」等の現状の支援システムだけでは、医師の確保はもとより、医療体制の充実等を図ることに苦慮しているのが実情である。

そのため、国の「第9次へき地保健医療計画」に基づき、東京都が設置している「へき地医療支援機構」の中の会議体「東京都へき地医療対策協議会」を活用し、医療人材確保等の医療支援体制の充実を図ることが必要である。

また、財源措置について国に対し強く要請するとともに、都としての人的・財政的支援が必要である。

25 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実

(要 旨)

公立病院等に対する施設整備事業補助の充実を図られたい。

(説 明)

町村部においては、地域の中核的病院として、公立病院（福生病院、阿伎留医療センター、奥多摩町立病院、八丈町立病院）はもちろんのこと、公設民営型の医療施設においても地域に果たす役割は非常に大きいものがある。

しかし、町村部の各病院の経営状況は厳しく、病院施設の改修、高度医療に対応した医療機器整備及び救急医療体制の確保などは、財政力の弱い町村にとって過重な負担になっている。公立病院等に対する施設整備事業に対しては補助金交付により一定の支援がされているが、引き続き財政支援の充実を図ることが必要である。

26 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等

(要 旨)

後期高齢者医療制度の円滑な実施のため、次の事項について、国へ要請されたい。
また、東京都として財政措置等を講じられたい。

- ① 保険料の軽減特例措置の見直しにあたっては、きめ細かな激変緩和を講じるなど被保険者が混乱しないような措置の実施
- ② 調整交付金の別枠交付の国への要請
- ③ 区市町村間の財政負担（特に他区市町村からの施設入所者の医療費定率負担分）の不均衡の是正に関する調整機能の発揮
- ④ 現状システムに係る経費の全額国庫負担
- ⑤ 安定的かつ継続的な制度の確立と十分な周知期間の確保

(説 明)

- ① 現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減特例措置の見直しによる負担増は、多くの被保険者に影響を与えることから、対象となる被保険者に不安が生じないように配慮が必要であり、見直しにあたってはきめ細かな激変緩和措置を講ずるなど、被保険者が混乱しないように配慮する必要がある。
- ② 後期高齢者の保険料に影響を生じさせないため、療養給付に対する定率交付は、12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する調整交付金は、国において別枠で確保するよう、都として国に強く働きかけることが必要である。
- ③ 区市町村間の住所地特例制度が後期高齢者医療制度においては適用されず、老人福祉施設等が多数立地する市町村では、他区市町村から入所している方への医療費定率負担分について財政負担が増えざるを得ない状態が続いている。このことにより、一般会計から特別会計への繰出金の割合が高くなるなど市町村の一般施策に与える影響も大きなものがある。

については、都においては、後期高齢者医療の制度上、都内区市町村からの転入（入所者）には住所地特例が適用されないことをご理解いただき、人口に比して老人福祉

施設等が多数立地する市町村に対して、区市町村間の財政の不均衡を是正するため必要な財源措置を講じる必要がある。

- ④ 現状システムの迅速なサポート体制の構築、十分な検証と動作確認により町村の業務に支障が生じないようにすることが必要である。
- ⑤ 後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議報告書において、「現状では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ、必要な改善を行うことが適当」とされ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において「医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

このため、住民の不安や混乱を払拭するため安定的かつ継続的な制度の確立を図ること及び住民への十分な周知期間が確保されるよう国に働きかける必要がある。

27 総合的観光対策及び補助制度の確立

(要 旨)

町村地域において、観光産業は非常に重要であり、余暇時間の増大に伴い多様化・個性化する都民の観光ニーズに対応するため、総合的な観光対策の確立を図り、その積極的な推進を図られたい。

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の弾力的な運用
- ③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 在留外国人等への観光情報の提供方法の確立
- ⑦ 観光に資する森林資源整備事業の継続
- ⑧ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたインバウンド観光のための統一アプリケーションの構築

(説 明)

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。

都民の憩いの場としての役割を果たしている西多摩及び島しょ地域において、その観光資源を活用した施設整備等の観光対策を充実させ推進することが必要である。

近年においては、観光はまちづくりの一環としても位置づけられ、行政と住民が一体となった取り組みが行われており、創意工夫をした事業展開をするためにも、ソフト事業への支援と実際に観光事業を運営する人材の育成が急務である。

また、閑散期における継続性のある事業及び観光メニューの開発等を検討していくうえで、専門的指導及び財政支援が必要である。

さらに、今後外国人観光客が増加することが見込まれるため、都や市町村の観光情報

を提供できる体制の整備と受入れ方法の確立に対する支援が必要である。

観光に資する森林資源整備事業は、平成25年度から平成27年度までの3ヵ年で都の10/10で実施している。従来の林業施策や環境施策から実施される森林整備と異なり、人工林だけでなく自然林についても事業対象であり、また、伐採だけでなく、地拵え、下刈りや植栽等と補助対象事業も多岐にわたる事業である。

既に事業を実施した箇所については、ハイカーなどの観光客等からの評判が良く、今後も他の観光地で整備を行っていききたい。また、既に本事業で伐採や植栽等を実施した箇所についても継続して整備を行ないたいため、平成28年度以降も継続して事業期間を延長していただきたい。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、インバウンド観光の促進が重要課題となる。

観光庁が行った訪日外国人へのアンケート調査では、旅行中困ったことでは「無料公衆無線LAN環境」が36.7%となっている。

このため、Wi-Fiの整備を進めることと併せ、東京都全体の区市町村情報が掲載されたアプリケーションの構築をお願いしたい。

28 林業総合振興対策の充実強化

(要 旨)

林業は、町村における産業として大きな比重を占めており、また緑の保全も強く求められていることから、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 都施工林道の開設（間伐林道の増設）、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
- ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
- ③ 小中沢線林道の整備（交通安全対策、落石防止対策）
- ④ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化

(説 明)

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水源のかん養、炭酸ガスの吸収等の多様な公益的機能が高く、また、都民の観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っている。

しかし、今日の林業生産活動は、国産材需要の減少、木材価格の低迷、労働力不足等により停滞している。また、害虫被害や風雪等による倒木被害により、森林の荒廃がますます進行している。

こうした現状を踏まえ、林業振興対策を充実強化し、総合的に推進することが必要である。

29 農業振興対策の推進

(要 旨)

町村地域において農業は地域振興のうえで欠かせないものであり、次の事項について推進されたい。

- ① 農村総合整備事業の事業量の確保
- ② 土地改良事業の充実
- ③ 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化
- ④ 農業委員会に対する財政措置の充実
- ⑤ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化
- ⑥ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化
- ⑦ 畜産振興に向けた牧場の整備促進
- ⑧ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実
- ⑨ 新規就農者支援体制の強化

(説 明)

- ① 農道や農業集落排水の整備により、農業生産の向上と水質保全を図るとともに、集落内の環境整備を総合的に実施することが必要である。

また、着実な事業推進を図るため、必要な事業量に見合う都費負担分の財源を確保することが必要である。

- ② 町村地域においては、農地が狭あいなため基準面積に達しない地域が多いので、都単土地改良事業の補助基準面積の一層の引き下げ（2ha→1ha）を図る必要がある。

また、畑地の農業用水の安定確保を図るため、技術指導及び財政支援とともに現在事業化されているものの早期完成と、調査中のものの事業促進が必要である。

- ③ 昨年2月に未曾有の降雪があり、ワサビ田施設（獣害用防護ネット、モノレール）の倒壊等雪害による甚大な被害が発生した。

地球温暖化等の影響により年降水量が増加すると予測されており、今後、大雪による被害や台風、集中豪雨による農産物への被害拡大の可能性も高くなることを見込ま

れる。

については、雪害や台風、集中豪雨による農産物被害が発生した場合については、速やかにワサビ田防護ネット及びモノレール等の施設の撤去復旧を総合的に速やかに対応を図るため補助事業の制度改善をお願いしたい。

なお、島しょ地域においては、花卉等の荷傷み防止のため、冷蔵倉庫、保冷コンテナの施設整備が必要である。

- ④ 農業委員会の活動強化のための事業費補助について、より一層内容を充実し、地域における農政問題への取り組みを推進することが必要である。
- ⑤ 離島特別技術指導事業等による普及指導員の派遣は大変効果をあげているので、常駐し、指導を充実することが必要である。
- ⑥ 農業振興には、バイオテクノロジーを始めとして、品種改良等の試験研究を強化促進するとともに、技術指導の充実が必要である。
- ⑦ 島しょの畜産業が衰退しつつあり、畜産振興を図るためには、公営牧場の施設整備の充実が必要である。
- ⑧ 遊休農地対策は、農政の重要な課題として様々な施策が展開されているが、農家の高齢化などにより明確な打開策は未だ見出せないのが現状である。各町村の地域特性を活かした遊休農地対策事業の促進を図る必要がある。
- ⑨ 離農及び高齢化等により、農業者の減少は著しい。一定量の出荷がないと、市場より産地として認識されない。就農者確保のため、研修センターの開講、支援制度の確立に向けて努力している。

全国的に担い手が不足しており各市町村等で手厚い支援策が講じられているが、町としては財政的・人材的に厳しいため、東京都の支援が必要となる。

30 水産業の振興

(要 旨)

山村、島しょ地域における水産業の振興を図るため、次の事項について積極的に推進されたい。

- ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実
 - ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大
 - イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成
 - ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設・漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）の漁業施設の整備促進
- ② 漁業専門技術指導員（普及員）制度の創設
- ③ 栽培漁業センターの拡充整備
- ④ 内水面活性化総合対策事業の充実
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実
 - ア 研究指導體制の強化
 - イ 展示内容の充実及び学習施設の整備
- ⑥ 大中型まき網漁業・底立てはえ縄漁業の違反操業漁船の監視・取り締り強化
- ⑦ 公的漁業金融制度の利用促進のための基準緩和
- ⑧ 赤ハタ放流事業に対する財政支援
- ⑨ 漁業基盤施設整備に対する財政支援
- ⑩ 漁業協同組合への財政及び人的支援
- ⑪ 都単独内水面施設整備補助事業の推進

(説 明)

- ① 東京の漁業にとって、島しょ地域は重要な地位を占めている。特に、国際的な漁業規制の強化が図られていることから、沿岸漁業の重要性が一層増してきている。
しかし、沿岸水域では水産資源の減少が進んでいるため、資源管理型漁業の推進や漁家経営基盤の強化等により、安定的かつ魅力的な産業として、水産業を発展させていくことが必要である。
- ② 生産力の向上のために、新たな魚介漁法の開発・普及が重要であり、専門技術指導員（普及員）制度を創設し、漁協・漁業者への指導體制を整備する必要がある。

- ③ 水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るため、栽培漁業の育成・普及を進めるとともに、拡充する必要がある。
- ④ 町に所在する漁業協同組合をはじめ都内の内水面漁業協同組合は、河川への入漁者や特設釣り場の入漁者数の激減により、経営が年々逼迫し、借入金が増加している状況にある。
- については、漁業協同組合の経営の健全化、安定化を早期に図るため、指導、支援が必要である。
- ⑤ 東京都の水産業振興に大きな役割を担っている東京都島しょ農林水産総合センターについては、より一層の充実強化を図る必要がある。
- ⑥ 違反操業漁船の監視・取り締まり強化に対する財政支援が必要である。
- ⑦ 漁業者向けの公的金融制度については、審査基準の厳しさや事務手続の過重負担により、利用者が限られてしまっているため、審査基準の緩和と事務手続の簡素化について国への働きかけを行い、利用促進を図る必要がある。
- ⑧ 海況の変動、資源の枯渇状態で漁業は不振続きのため漁業者の生活は毎年厳しい状況が続いている。これらを解消するために、毎年度、築いそ投石事業による藻場の形成、サザエ、アワビ等の増殖事業を行い、磯根資源の復活を図ってきたところであるが、さらに、新たな事業として、赤ハタ放流事業を推進するための財政支援が必要である。
- ⑨ 生産力を向上させるために、漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な箇所については、緊急に整備を行う必要がある。
- ⑩ 島しょの漁業にあっては、魚価の低迷や燃料価格の高騰など非常に厳しい経営状態が続いている。今までに漁協緊急再生支援事業などで、経費の節減や事務事業の見直しなどを行いながら財政的な援助も受けてきた。しかしながら予想以上に長引く魚価の低迷、水揚高の減少などが続き、このままでは組合の破綻という最悪の事態も予想されるため、管理運営費への補助制度の創設や人的支援が必要である。
- ⑪ 内水面漁業をより普及発展させるため、国庫補助事業では事業規模が小さくて補助対象とならない、小規模の施設整備や施設改修、水産物の加工機械等整備事業を、都の単独補助事業として推進していくことが必要である。

3 1 市町村土木補助の充実

(要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援されたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 落石、地スベリ防止のための道路の上下斜面の補強対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大
- ⑤ 橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁、道路付属物の修繕事業への補助対象の拡大

(説 明)

- ① 市町村土木事業に対する補助は、平成23年7月に採択基準が改正になったことにより地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえ、さらなる整備促進を図るためにはより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和が必要である。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域は、落石又は地スベリ等の対策を行い、常に安全な道路を維持することが財政上困難なため、事前対策として道路の上下斜面の補強対策を行う災害防除工事が生活道路を維持するうえで必要不可欠である。
また、防風対策に加えて観光資源等の有効活用のため、地域特色のある道路整備が必要不可欠であり、緑化や付属物の整備において、地域の特色等を反映して築造されるものについても、新たに補助事業の対象とすることが必要である。
- ③ 舗装済生活道路の現況は、経年等により破損の著しい状況で住民生活に影響を与えている。これらの道路は、通行量や防風の観点から拡幅する必要性は乏しいが、住民生活に大きなウエイトを占めており、不便をきたしている。今後、舗装補修を必要とする道路が増え、経費増大も予想されることから、現行補助率10分の3を新設又は改築に要する経費と同率の2分の1に拡大する必要がある。
- ④ 現在、安全施設の新規事業に関しては、補助対象となっているが、現況設置されたガードレール及び転落防止柵等の老朽化による撤去・設置については対象外となっている。島しょ町村においては、塩害による侵食が著しく設置した安全施設の危険箇所

が増えているが、単独事業で実施することは財政上困難であり、補助対象とすることが必要である。

- ⑤ 東日本大震災を契機に都市の防災性の強化が求められている現在、道路整備とともに、橋梁やトンネル等の既存施設の計画的な修繕が多摩地域の防災性・安全性の向上が非常に重要である。

橋梁修繕事業については、平成28年度までに全市町村で長寿命化計画を策定し、事業を実施していくこととなっているが、事業を計画的かつ着実に実施していくためにも、橋梁やトンネル等の修繕事業については新たに補助事業の対象とすることが必要である。

3 2 港湾・漁港の整備促進

(要 旨)

島しょ地域の振興を強力に推進するため、港湾・漁港の整備を促進されたい。

① 港湾・マリーナ整備の促進

- ア 船客待合所の建設及び施設の充実
- イ 波浮港の防波堤の整備（大島町）
- ウ 元町港・岡田港駐車場の拡幅等の整備促進（大島町）
- エ 漁船の増加と大型化に対応するための泊地の整備促進（利島村）
- オ 利島港西側岸壁西側の越波対策のため消波ブロックの設置（利島村）
- カ ジェットフォイル就航に伴う十分かつ安全な接岸を確保できる静穏性に優れた港湾施設の早期整備（利島村・新島村・神津島村）
- キ 新島港の岸壁の整備促進及び本堤の泊地の拡大（新島村）
- ク 連絡船「にしき」の発着岸壁及びB堤入口の維持浚渫（新島村）
- ケ 新島マリーナの整備促進（新島村）
- コ 神津島港沖防波堤の整備（神津島村）
- サ 神津島港の整備促進（神津島村）
- シ 神津島港緑地施設西側に面した護岸（防波）の消波ブロック等の増設（神津島村）
- ス 三池港防波堤の整備促進及び三池海岸離岸堤の整備促進（三宅村）
- セ 御蔵島港及び小型船施設の整備促進（御蔵島村）
- ソ 御蔵島港の漁港機能としての泊地の静穏度の早期整備（御蔵島村）
- タ 御蔵島港の新岸壁の早期整備（御蔵島村）
- チ 青ヶ島港の港湾整備の促進（青ヶ島村）
- ツ 青ヶ島港の漁港機能実現を目途とした泊地の早期整備（青ヶ島村）
- テ 扇浦港湾施設の整備（小笠原村）
- ト 沖港（なぎさ公園）の整備促進（小笠原村）

② 漁港整備の促進

- ア 漁港・漁場整備長期計画の促進
- イ 羽伏漁港の整備促進及び定期船接岸岸壁の整備（新島村）
- ウ 若郷漁港の整備促進及びジェットfoil接岸補完港としての整備促進（新島村）
- エ 三浦漁港の整備促進（神津島村）
- オ 伊ヶ谷漁港の避難港としての整備促進（三宅村）
- カ 阿古漁港の整備促進（三宅村）
- キ 南郷漁港の整備促進（御蔵島村）
- ク 母島漁港（東港）の整備促進（小笠原村）

（説 明）

島しょ地域における港湾・漁港の整備は、住民生活を支える漁業・観光産業の振興を図るうえで欠くことのできない重要な課題である。

しかし、気象条件によっては入港しながら接岸、荷捌きが容易にできないという状況があり、さらに加えて観光シーズンにおける来島者への快適なサービスの提供が十分できないなどの現状がある。そのため、これらの課題の解決に向けて積極的な対策が必要である。

また、平成14年4月から伊豆諸島北部の島しょにおいて小型高速艇ジェットfoilが就航しているが、特に冬季には就航率が激減し、住民生活に対して重大な影響を及ぼしている。このため、ジェットfoilを十分かつ安全に接岸させることのできる静穏性に優れた港湾施設の整備が早急に必要である。

さらに、御蔵島村については港が北側しかなく、季節風の強い冬場の大型客船の就航率は時に20%を下回る現状にあり、地域の特性に適した新岸壁の早期整備が必要である。

3.3 小中学校施設整備の促進

(要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和

(説 明)

町村地域においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。

しかし、これらの事業は多大な財政負担を要するものであり、また、部分的な改造など国の補助対象外となるものについては、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、良好な教育環境の維持・確保を図るためには、都の財政支援が不可欠である。

また、義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送などにより割高になっており、多額の一般財源を費やしている。

町村の財政負担の軽減を図るためには、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用することが必要である。